

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の素案について意見を募集します

このたび、小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の改正素案がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

意見記入用紙（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）等を明記の上、意見提出期間内に次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

(1) 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地
小田原市教育総務課総務係あて

(2) ファックスを利用する場合

FAX番号：0465-32-7855 教育総務課総務係あて

(3) 市ホームページ上の投稿フォームを利用する場合

市ホームページのトップページ中央「パブリックコメント募集中」のバナー
⇒「パブリックコメント（市民意見）の募集・結果の公表・実施状況」
⇒「小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部改正」内の
意見投稿フォーム で投稿してください。

(4) 直接持参する場合

小田原市役所5階 教育総務課 ※午前8時30分～午後5時15分まで（土、日、祝日は除く。）

2 意見提出期間

令和2年6月5日（金）から令和2年6月24日（水）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

※期間短縮理由…新型コロナウイルス感染症対策のための政府の緊急事態宣言の解除を受け、緊急に対応する必要があること、及び制度を円滑に施行するため、一定の準備・周知期間を確保する必要があるため。

3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

4 問い合わせ先

小田原市教育委員会 教育総務課 総務係

電話 0465-33-1671 FAX 0465-32-7855

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等 の一部を改正する規則の素案

1 改正の目的と考え方

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために市立小学校及び市立中学校を臨時休業したことに伴う児童及び生徒の不足した学習時間を確保する等のため、令和２年度の夏季休業期間を変更する等のため改正する。

2 改正の内容

(1) 令和２年度の市立小・中学校の休業日を次のように変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日（７月２３日の海の日及び７月２４日のスポーツの日を除く。）	国民の祝日に関する法律に規定する休日
夏季休業	８月１日から８月２３日まで	７月２１日から８月３１日まで

(2) 令和２年度の市立幼稚園の休業日を次のように変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
夏季休業	８月１日から８月２３日まで	７月２１日から８月３１日まで

3 施行年月日

規則の公布の日（令和２年６月３０日予定）

教育総務課 行

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
等の一部を改正する規則の素案に対する意見記入用紙

◇意見の内容

◇住所

◇氏名

◇連絡先

※法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地を記載してください。

※別紙に記載する場合は、「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。

◇市外居住者又は法人もしくは団体等の方は、該当するものにチェックしてください。

☐ 市内通学者 ☐ 市内通勤者

☐ 市内において事業や活動を行っている個人又は法人その他の団体

☐ この政策等に利害関係を有する個人又は法人その他の団体

◇意見提出期間

令和2年6月5日（金）～令和2年6月24日（水）

◇お問い合わせ

〒250-8555 小田原市荻窪300 番地

小田原市教育総務課総務係 電話0465-33-1671 FAX 0465-32-7855